

平成26年6月26日

財 務 局

低入札価格調査制度に係る調査マニュアルの 一部見直しについて

都の建設工事における工事品質の確保を図るため、低入札価格調査制度に係る調査マニュアル（以下「調査マニュアル」という。）における一般管理費等の基準に関し、下記のとおり見直しを行いましたので、お知らせします。

記

1 見直し内容

調査基準価格を下回る入札を行った者の積算内訳書において、一般管理費等が入札価格の5%を下回っていた場合は、落札者とししない。

（詳細は、調査マニュアルの3（1）を御覧ください。）

2 適用

平成26年7月15日以後に公告等を行う案件から適用します。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

電話（03）5388-2607